

田原本町開発行為等に関する指導要綱の改正にかかる主な変更点

令和5年4月1日より施行

令和5年3月31日までに
受付を行った事前協議書

○提出書類の部数 (3部) + データ

令和5年4月1日以降に
受付を行った事前協議書

○提出書類の部数 (2部) + データ
・町要綱協議において消防署に対し意見照会を行わないため、消防水利に関する協議等が必要となる場合は、別途磯城消防署にお問合せください。

○提出書類の一部押印省略

○添付書類の一部省略

提出書類の変更等のその他変更点については町ホームページをご確認ください。

まちづくり建設課 都市計画係 TEL：0744-34-2085